

# 市民農園の整備に関する基本方針の運用

市民農園整備促進法（以下「法」という。）に基づく市民農園の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の運用については、次のとおりとする。

## 第1 市民農園の整備の基本的な方向について

市民農園は、主として開設地域と利用者の居住地との距離により「日帰り型農園」及び「滞在型農園」が考えられる。また、農地の利用形態により「特定農地貸付方式」（法第2条第2項1号イ）及び「農園利用方式」（法第2条第2項1号ロ）が考えられる。

## 第2 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項について

- 1 市民農園区域として指定できない区域は、表1-1による。
- 2 同一市町村において、要件に該当する区域が複数ある場合は、それぞれについて指定しても差し支えない。
- 3 基本方針2の（2）のイの用水については、手洗い及び農機具洗いのための用水並びにかんがい用水について、水道、井戸等の確保見込みを考慮する。
- 4 集团的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合は、その集団性を失わせたり、土地利用の混在を招いたりしないよう配慮する。
- 5 市民農園区域を指定する場合、関係部局との調整事項は、原則として表1-2及び表1-3による。また、必要によりその他の関係部局との調整も行う。
- 6 市民農園区域を指定する場合の手続は図1による。
- 7 市民農園区域の変更については、指定の場合に準じて取り扱う。

## 第3 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項について

- 1 市民農園の開設認定の対象から除外する区域は、表2-1による。
- 2 市民農園とは、法第2条第2項に掲げる農地及び市民農園施設の総体をいうことから、市民農園の開設は、農地を現に所有している者又は所有若しくは借受けができる者とする。
- 3 市民農園を開設認定する土地の現況地目は、主として農地とし、農地以外の土地を

対象とするときは土地利用、自然環境保全等の観点から必要最小限の規模とする。

- 4 利用者が容易に農作業を行えるよう、必要により耕起、客土、切盛土、用排水路の整備、暗渠排水の整備等を検討する。
- 5 農地の多様な利用ができるよう、1区画は、おおむね15㎡以上とすることが望ましい。
- 6 区画内の利用形態として野菜のほか、必要により果樹、植木、草花、芝生等としての利用も考慮する。この場合において、日照、根の侵入等周辺に及ぼす影響を配慮する。
- 7 市民農園施設は認定開設者に限り設置できる。また、その運営は原則として認定開設者が行う。
- 8 市民農園施設は、その必要性を考慮し適切な規模とする。
- 9 休憩施設等は、その効率的運用を行うため、複数の市民農園を対象としても差し支えない。また、付近にある公共施設等を利用しても差し支えない。
- 10 市街化区域以外の区域における市民農園施設の規模は、市民農園を利用するための必要最小限の規模とする。
- 11 市民農園の整備は、高齢者や障害者の利用にも配慮して行う。
- 12 市街化調整区域において市民農園施設を設置する場合の都市計画法の開発許可の概要は表2-4のとおりとする。
- 13 基本方針3の(8)の農用地利用計画とは、農用地等として利用すべき区域(農用地区域)及びその区域内にある農業上の用途区分(農地、採草放牧地、混木林地、農業施設用地)を定めることをいう。
- 14 農用地区域において市民農園施設を設置する場合は、その周辺の農用地の農業上の効果的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合に限るものとし、農用地利用計画上の取扱いの概要は、表2-5のとおりとする。
- 15 市民農園の開設認定をする場合、関係部局との調整事項は原則として表2-2及び表2-3による。
- 16 市民農園の開設認定をする場合の手続は、図2のとおりとする。
- 17 市民農園の開設認定の変更については、開設認定の場合に準じて取り扱う。

#### 第4 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項について

- 1 市街化区域以外の区域における開設期間は、10年間以上とする。

- 2 特定農地貸付方式の場合、農地の貸付期間は5年を超えない。  
また、農園利用方式の場合も5年以内とすることが望ましい。
- 3 利用者選定に当たっては、市民農園利用に対する熱意等を配慮することが望ましい。
- 4 利用者が善良な管理を行わなかった場合等の措置ができるよう、市民農園利用規約、同利用契約等により必要な事項を定める。
- 5 作付け及び栽培の技術的指導その他市民農園の良好な運営を図るため、農園指導員等の設置に努める。
- 6 市民農園の運営に当たっては、利用者相互のコミュニケーションを図り、自主的な運営が助長されるよう配慮する。

#### 第5 その他必要な事項について

- 1 整備のため借入資金として、日本政策金融公庫等の資金の活用を図る。
- 2 整備のため農山漁村振興交付金等の活用を図る。
- 3 開設及び整備・運営に関する組織等の育成については、農業団体等と連携して県及び市町村が支援する。

#### 附 則

この運用は、平成4年1月14日から施行する。

#### 附 則

この運用は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この運用は、平成13年12月1日から施行する。

#### 附 則

この運用は、平成21年4月1日から施行する。

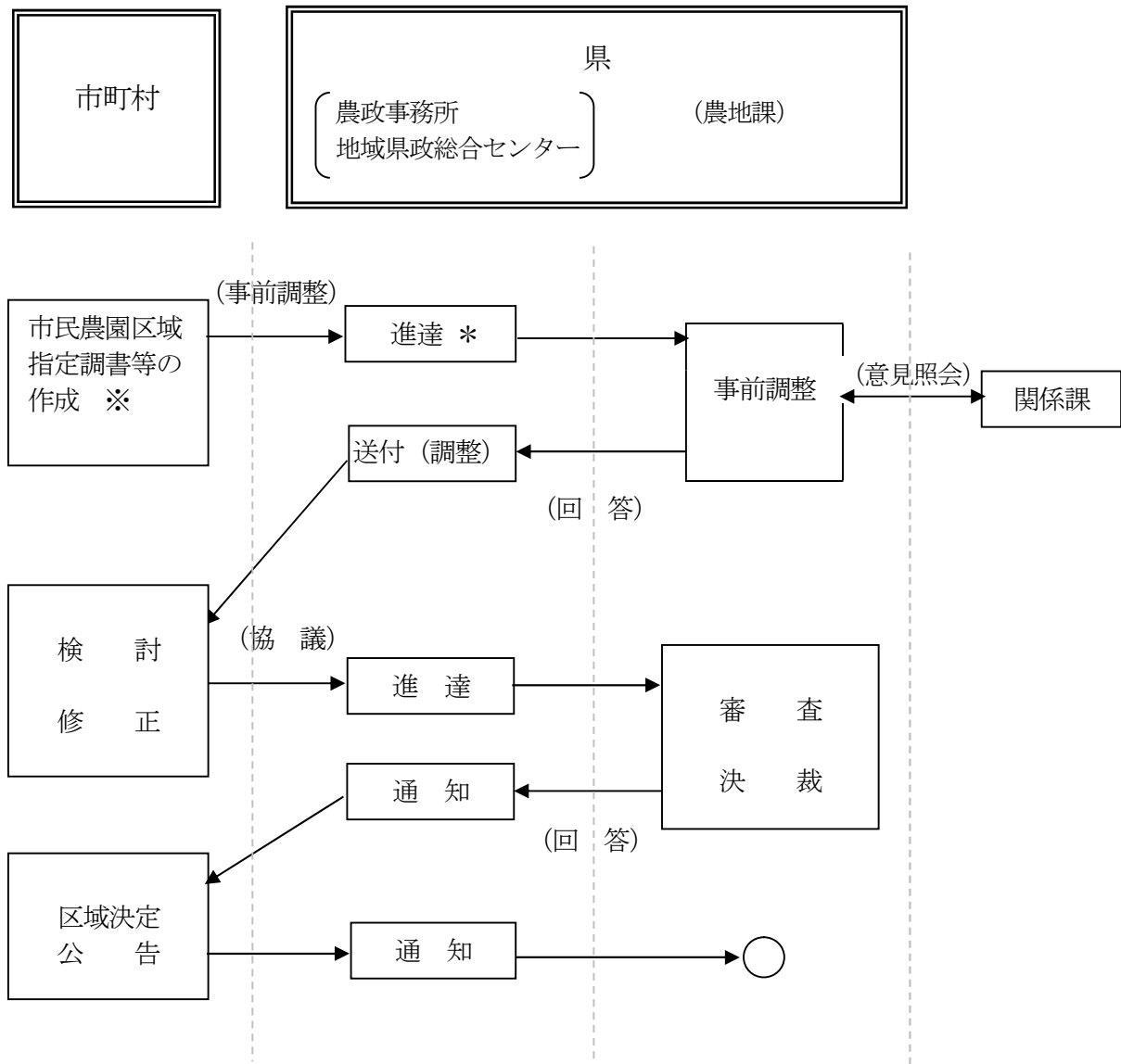
#### 附 則

この運用は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この運用は、平成31年2月21日から施行する。

図1 市民農園の区域指定手続

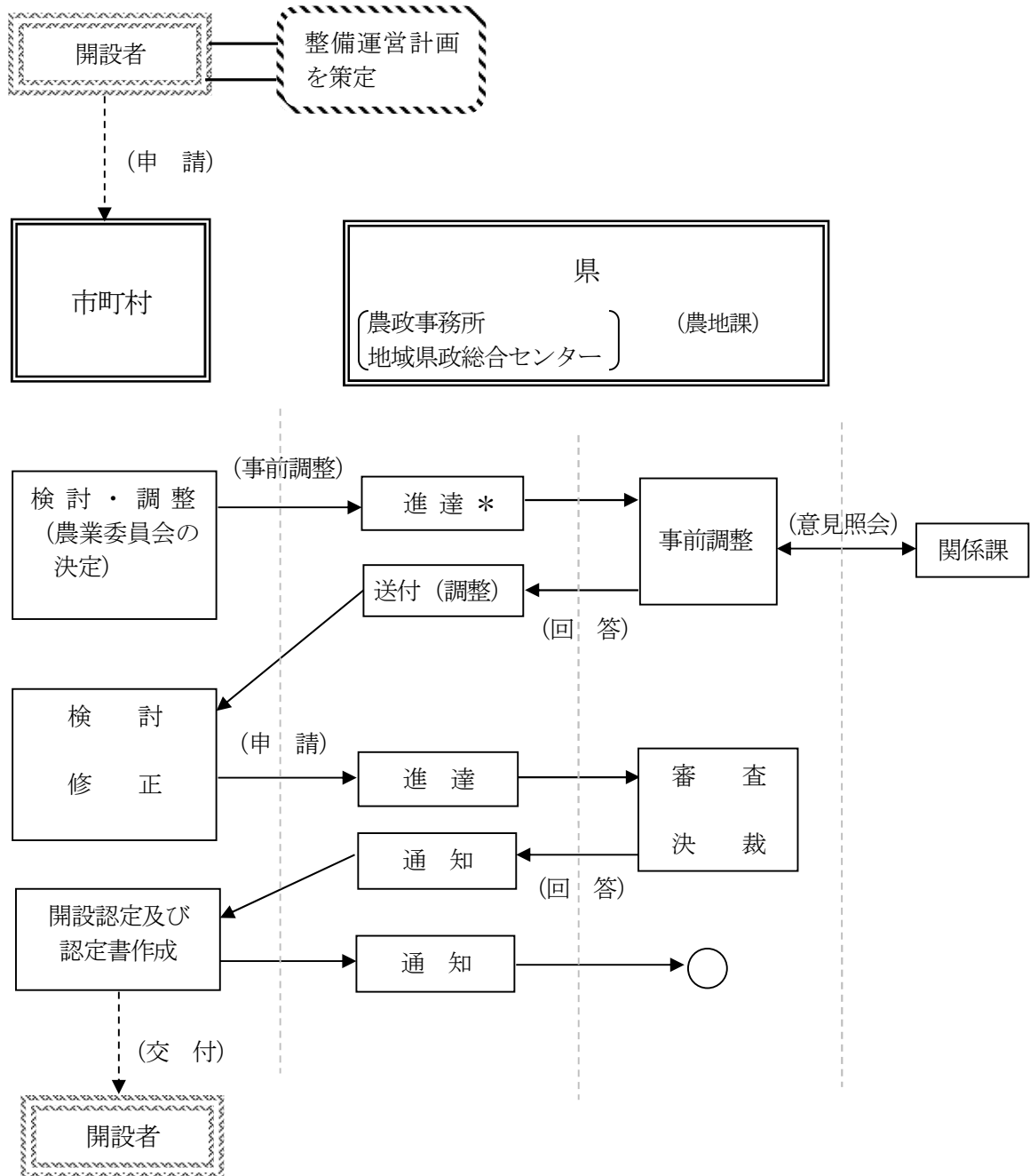


※ 市町村は農業委員会の決定を経る

関係部局と調整する

\* 関係部局との調整が済んでいるか、内容確認

図2 市民農園の開設認定



\* 関係部局との調整が済んでいるか確認

表 1-1 市民農園区域として指定できない区域

調整を要する事項	根拠条文	参照法令	担当課所又は協議の相手	備考
① 都市計画法第7条第1項の市街化区域	市民農園整備促進法（以下「法」という。） 第4条第1項	都市計画法	都市計画課	ただし、市街化区域内にあつては、市民農園区域の指定の有無に関わらず、市民農園を開設できる。
②-1 港湾法第2条第4項の臨港地区 ②-2 港湾法第37条第1項の港湾隣接地域 ②-3 港湾施設が相当程度集積し、又は集積することが予定されている港湾地区内の埋立地（上記地区等を以下「臨港地区等」という）	市民農園整備促進法の運用に関する留意事項について（以下「留意通達」という。）第2の1の(1)	港湾法	砂防海岸課	
③-1 自然公園法に基づく国立公園及び国定公園の特別保護地区 ③-2 自然公園法に基づく国立公園及び国定公園の第1種特別地域（上記地区等を以下「特別保護地区等」という。）	留意通達第2の1の(2)	自然公園法	自然環境保全課	
④ 工場立地法第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載された工場適地（農林水産省と経済産業省との間で協議の調ったものに限る。以下「工場適地」という。）	留意通達2の1の(3)	工場立地法	企業誘致・国際ビジネス課	
⑤ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条第2項第1号に規定する産業導入地区（以下「産業導入地区」という。）	留意通達2の1の(4)	農村地域への産業の導入の促進等に係る法律	農地課	
⑥-1 自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域 ⑥-2 自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の特別地区	留意通達第2の1の(5)	自然環境保全法	自然環境保全課	
⑦-1 森林法による保安林、保安林予定森林 ⑦-2 森林法による保安施設地区、保安施設予定地	留意通達第2の1	森林法	水源環境保全課	

表 1-2 市町村長が市民農園区域として指定しようとする場合に調整を要する事項

調整を要する事項	根拠条文	参照法令	担当課所又は協議の相手	備考
① 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内において、市民農園区域を指定しようとする場合	市民農園整備促進法の運用について（以下「運用通達」という。）第2の2の(1)	都市計画法	都市計画担当課	左記の都市計画区域内に市民農園区域を指定しようとする場合にあっては、地域地区等の土地利用の計画と調和するとともに、都市施設に係る事業及び市街地開発事業の支障とならないよう調整する。
② 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1項に規定する農用地区域内において市民農園区域を指定しようとする場合	運用通達第2の2の(2)	農業振興地域の整備に関する法律	農政担当課	集団的農用地を分断し、その集団性を失わせるような指定を行わないよう、農業振興地域整備計画と調和するよう調整する。
③ 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内において、市民農園施設を整備する場合	運用通達第2の2の(2)	農業振興地域の整備に関する法律	農政担当課	左記の農用地区域内に市民農園区域を指定しようとする場合にあっては、農用地利用計画に従った施設整備が図られるよう調整する。
④ 市民農園区域周辺の道路における危険防止、その他交通の安全と円滑化及び道路交通に起因する障害防止状況	留意通達第2の2	道路交通法等	当該所轄警察署	左記の調整を要する事項は、調整の相手方に指定する旨を通知し、調整の相手方から、調整の申入れがあった場合に行う。
⑤ 市民農園区域周辺の道路の整備状況	留意通達第2の4	道路法等	道路担当課	左記の調整を要する事項は、調整の相手方に指定する旨を連絡し、調整の相手方から、調整の申入れがあった場合に行う。
⑥-1 森林法第5条第1項による地域森林計画対象民有林の区域内（表1-1の⑦に掲げる保安林等の地区を除く。）に市民農園区域を指定しようとする場合 ⑥-2 森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条第2項による保健機能森林の区域内に市民農園区域を指定しようとする場合（上記区域内を以下「5条森林等の区域」という。）		森林法  森林の保健機能の増進に関する特別措置法	林業担当課	

調整を要する事項	根拠条文	参照法令	担当課所又は協議の相手	備 考
⑦ 土地改良事業が実施されている地域内に市民農園区域を指定しようとする場合		土地改良法	土地改良事業担当課	



表 1-3 知事が市民農園区域の指定に係る協議をしようとする場合に調整を要する事項

調整を要する事項	根拠条文	参照法令	担当課所又は協議の相手	備考
<p>①-1 都道府県自然環境保全地域の特別地区内において、市民農園区域の指定に係る協議をしようとする場合</p> <p>①-2 自然公園法第2条第2号、第3号に規定する自然公園のうち特別地区内（表1-1の③に掲げる特別保護地区等を除く。）において、市民農園区域の指定に係る協議をしようとする場合</p>	留意通達第2の3	<p>自然環境保全条例</p> <p>自然公園法</p>	自然環境保全課	国立公園管理事務所と調整を要する場合は、国立公園内において、市民農園区域の指定に係る協議をしようとするときに限る。
② 市民農園区域周辺の道路の整備状況	留意通達第2の4	道路法	道路企画課	左記の調整を要する事項は、調整の相手方に指定する旨を連絡し、調整の相手方から、調整の申入れがあった場合に行う。
③ 表1-2の⑤に掲げる5条森林等の区域内において、市民農園区域の指定に係る協議をしようとする場合		<p>森林法</p> <p>森林の保健機能の増進に関する特別措置法</p>	森林再生課	

表 2-1 市民農園の開設認定から除外する区域（ただし、⑥以外については、市街化区域内に限る）

調整を要する事項	根拠条文	参照法令	担当課所又は協議の相手	備考
① 施行予定者が定められている一定の都市計画施設の区域	市民農園整備促進法施行令（以下「政令」という。）第3条第1号	都市計画法第11条第5項及び第4条第6項	都市計画課	<p>左記の区域は、都市計画法第11条第5項の規定により、施行予定者が定められている都市計画に係る同法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域をいう。</p> <p>左記の区域においては、当該施行予定者に対し、計画決定後2年以内に当該都市計画施設の整備に関する事業について事業認可の申請をすることが義務づけられており、この期限内に全面買収方式による事業が着手されるので、市民農園の認定対象から除外する。</p>
② 告示のあった都市計画施設（地下に設けられる都市計画施設並びに都市計画施設のうち公園及び緑地を除く。）の事業地の区域	政令第3条第2号	都市計画法第62条第1項、第63条第2項及び第4条第6項	都市計画課	<p>左記の区域は、都市計画法第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地（同法第4条第15項に規定する都市計画事業を施行する土地をいう。以下この表において同じ。）の編入に係る同法第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった同法第4条第6項に規定する都市計画施設（地下に設けられるもの並びに公園及び緑地を除く。）に係る事業地の区域をいう。</p> <p>左記の区域においては、下水道等都市機能の維持のために必要不可欠な施設の整備事業に着手した区域であり、市民農園の認定対象から除外する。</p>
③ 施行予定者が定められている一定の市街地開発事業（新住宅市街地開発事業及び工業団地造成事業）の施行区域	政令第3条第3号	都市計画法第12条第5項及び第4条第7項	都市整備課	<p>左記の区域は、都市計画法第12条第5項の規定により、施行予定者が定められている都市計画に係る同法第4条第7項に規定する市街地開発事業（同法第12条第1項第5号に掲げるものを除く。）の施行区域をいう。</p> <p>左記の区域においては、当該施行予定者に対し、計画決定後2年以内に市街地開発事業について、事業許可の申請をすることが義務づけられており、この期限内に全面買収方式による事業が着手されるので、市民農園の認定対象から除外する。</p>

調整を要する事項	根拠条文	参照法令	担当課所又は協議の相手	備考
④ 告示のあった市街地開発事業(土地区画整理事業、住宅街区整備事業及び新都市基盤整備事業を除く)の事業地の区域	政令第3条4号	都市計画法第62条第1項、第63条第2項及び第4条第7項	都市整備課	左記の区域は、都市計画法第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る同法第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった同法第4条第7項に規定する市街地開発事業(同法第12条第1項第1号、第5号及び第6号に掲げるものを除く。)に係る事業地の区域をいう。 左記の区域においては、住宅地造成、公共公益施設の整備等の事業が行われている区域であり、全面買収方式による事業が実施されるので、市民農園の認定対象から除外する。
⑤ 市街地開発事業等予定区域	政令第3条第5号	都市計画法第4条第8項	都市整備課	左記の区域は、都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域(同法第12条の2第1項第3号に掲げるものを除く。)の区域をいう。 左記の区域においては、3年以内に都市計画を定め、計画決定後2年以内に公的機関である施行予定者が都市計画事業の認可等の申請をすることが義務づけられており、事業制限並みの行為規制が行われるので、市民農園の認定対象から除外する。
⑥ 市民農園の用に供する農地が特定農地貸付方式によるものであり、かつ当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものである場合	政令第4条第2号	法第2条第2項 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項	農地課	
⑦ 表1-1の②に掲げる臨港地区等	留意通達第3の1の(1)	港湾法	砂防海岸課	
⑧ 表1-1の④に掲げる工場適地	留意通達第3の1の(2)	工場立地法	企業誘致・国際ビジネス課	
⑨ 表1-1の⑤に掲げる産業導入地区	留意通達第3の1の(3)	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律	農地課	

表 2-2 市町村長が市民農園の開設の認定をしようとする場合に調整を要する事項

調整を要する事項	根拠条文	参照法令	担当課所又は協議の相手	備考
① 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内において、市民農園の開設の認定をしようとする場合	運用通達第2の2の(1)	都市計画法 建築基準法	都市計画担当課 建築指導担当課	左記の都市計画区域内に市民農園の開設の認定をしようとする場合にあっては、地域地区等の土地利用の計画と調和するとともに、都市施設に係る事業及び市街地開発事業の支障にならないよう調整する。 建築基準法担当課と調整を要する場合は、第1種住居地域内又は工業専用地域内において、市民農園の開設の認定をしようとするときに限る。
② 施行予定者が定められている一定の都市計画施設の区域	市民農園整備促進法施行令（以下「政令」という。）第3条第1号	都市計画法第11条第5項第1号及び第4条第6項	都市計画課	左記の区域は、都市計画法第11条第5項の規定により、施行予定者が定められている都市計画に係る同法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域をいう。 左記の区域においては、当該施行予定者に対し、計画決定後2年以内に当該都市計画施設の整備に関する事業について事業認可の申請をすることが義務づけられており、この期限内に全面買収方式による事業が着手されるので、市民農園の認定対象から除外する。
③ 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地域内において、市民農園の開設の認定をしようとする場合	運用通達第2の2の(2)	農業振興地域の整備に関する法律	農地担当課	左記の農用地域内に市民農園の開設の認定をしようとする場合にあっては、農用地利用計画に従った施設整備が図られるよう調整する。
④-1 政令第3条に規定する区域以外の都市計画施設の区域内において、市民農園の開設の認定をしようとする場合 ④-2 政令第3条に規定する区域以外の市街地開発事業施行区域内において市民農園の開設の認定をしようとする場合	運用通達第5の1なお書き	都市計画法	都市計画担当課	左記の区域内に市民農園の開設の認定をしようとする場合にあっては、事業の着手の見通し、事業施行の障害となる可能性、当該都市計画の目的等を勘案して基本方針に定める都市計画との調和が保たれるよう調整する。

調整を要する事項	根拠条文	参照法令	担当課所又は協議の相手	備考
④-3 促進区域、地区計画、地域地区等その他の都市計画に係る区域内において、市民農園の開設の認定をしようとする場合				
⑤ 市民農園区域周辺の道路における危険防止、その他交通の安全と円滑化及び道路交通に起因する障害防止状況	留意通達第3の2	道路交通法等	当該所轄警察署	左記の調整を要する事項は、調整の相手方に指定する旨を連絡し、調整の相手方から調整の申入れがあった場合に行う。
⑥ 市民農園区域周辺の道路の整備状況	留意通達第3の4	道路法等	道路担当課	左記の調整を要する事項は、調整の相手方に指定する旨を連絡し、調整の相手方から調整の申入れがあった場合に行う。
<p>⑦-1 個人が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定をしようとする場合</p> <p>⑦-2 土地区画整理組合が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定をしようとする場合</p> <p>⑦-3 市町村が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定をしようとする場合</p> <p>⑦-4 市町村長が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定をしようとする場合</p>	留意通達第3の5	土地区画整理法	土地区画整理事業担当課	

調整を要する事項	根拠条文	参照法令	担当課所又は協議の相手	備考
⑦-5 市のみが設立した地方住宅供給公社が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定をしようとする場合				

表 2-3 知事が市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合に調整を要する事項

調整を要する事項	根拠条文	参照法令	担当課所又は協議の相手	備考
① 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内において、市民農園の開設の認定の同意をしようとする場合	運用通達第2の2の(1)	都市計画法 建築基準法	都市計画課 建築指導課	左記の都市計画区域内に市民農園の開設の認定の同意をしようとする場合にあつては、地域地区等の土地利用の計画と調和するとともに、都市施設に係る事業及び市街地開発事業の支障とならないよう調整する。 建築指導課と調整を要する場合は、第1種住居地域内又は工業専用地域内において、市民農園の開設の認定をしようとするときに限る。
② 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内において、市民農園の開設の認定の同意をしようとする場合	運用通達第2の2の(2)	農業振興地域の整備に関する法律	農地課	左記の農用地区域内に市民農園の開設の認定の同意をしようとする場合にあつては、農用地利用計画に従った施設整備が図られるよう調整する。
③ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業が市民農園において営まれること	留意通達第3の3	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	生活衛生課	
④ 市民農園区域周辺の道路の整備状況	留意通達第3の4	道路法等	道路企画課	左記の調整を要する事項は、調整の相手方に市民農園の開設の認定の同意をする旨を連絡し、調整の相手方から調整の申入れがあった場合に行う。
⑤-1 国土交通大臣が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定の同意をしようとする場合 ⑤-2 独立行政法人都市再生機構が施行者である土地区画整理事業の施行区域の土地について、市民農園の開設の認定の同意をしようとする場合	留意通達第3の5	土地区画整理法	⑤-1 国土交通省 ⑤-2 独立行政法人都市再生機構 ⑤-3、4、5 都市整備課	

調整を要する事項	根拠条文	参照法令	担当課所又は協議の相手	備考
<p>⑤-3 都道府県が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定の同意をしようとする場合</p> <p>⑤-4 都道府県知事が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定の同意をしようとする場合</p> <p>⑤-5 地方住宅供給公社(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定の同意をしようとする場合</p>				



表 2-4 市民農園施設の市街化調整区域内における開発許可の取扱い

開発許可不要のもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 温室、育苗施設、農機具収納施設、堆肥舎及び種苗貯蔵施設</li> <li>② 青空駐車場、園路、植栽等（開発に該当しない）</li> </ul>
開発許可対象のもの（開発審査会不要）
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 休憩施設である建築物</li> <li>② 農作業の講習の用に供する建築物</li> <li>③ 簡易宿泊施設（専ら宿泊の用に供される施設で簡素なものをいう。）である建築物</li> <li>④ 管理事務所その他の管理施設である建築物</li> </ul>

表 2-5 市民農園施設の農用地利用計画上の取扱い

農用地区域内に設置できるもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農地の保全又は利用上必要な施設（園路、柵、給排水施設）</li> <li>② 農作物の生産、調整、貯蔵等の用に供する施設（温室、農産物調整施設、農産物貯蔵施設、農作業準備休養施設）</li> <li>③ 農産物の生産のための資材の貯蔵又は保管の用に供する施設（農機具収納施設、たい肥舎、肥料倉庫）</li> <li>④ 廃棄された農産物等の処理施設（ゴミ置場）</li> <li>⑤ これらの施設に付帯する駐車場、駐輪場、管理施設</li> </ul>
農用地区域内に設置できないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 簡易宿泊施設</li> <li>② 講習施設</li> </ul>